

山城国風土記逸文の賀茂伝説について

金井清一

一

小論は、積日本紀に引く山城国風土記の可茂かもの社やしろの縁起譚に、賀茂社の祭神である賀茂の建角身命が大倭の葛木から山代の国の岡田を経て、久我くがの国の北の山基やまもとに、すなわち現在地附近に至つたのだとある神の遍歴譚を、部分的に事実を伝えているものと考え、現在地に賀茂の建角身命を奉祭する集団が移住して来た時期を、従来説より大幅に時代を下げて持統・文武朝あたりと考えることを論じる。こゝうした私見はすでに再度にわたつて述べているが、①今回は前論の欠を補い誤りを訂し、新たな観点を加えて三たび述べるものである。先ず二つの基礎資料を掲げる。原文は省き、少々古い訓みとなるが古典大系本によつての訓読文を掲げる。

一

山城の国の風土記に曰はく、可茂かもの社やしろ。可茂かもと稱いふは、日向ひむかの曾その峯たけに天降あもりましし神、賀茂建角身命かむらきみ、神倭かむら石余比古いほひこの御前みまへに立ちまして、大倭やまとの葛木山の峯かづらきに宿とどりまし、彼そより漸やくやく遷うつりて、山代やましろの国の岡田かどのの賀茂かむらに至いたりたまひ、山代河やましろの隨まにまに下くだりまして、葛野河かどのと賀茂河との会あふ所ところに至いたりまし、賀茂川かむらを見廻みまわかして、言いひたまひしく、「狭せくさくあれども、石川いしかわの清川せみなり」とのりたまひき。仍よりて、名なづけて石川いしかわの瀬見せみの小川せがわと曰いふ。彼その川かより上ありまして、久我くがの国の北きたの山基やまもとに定しづまりましき。爾その時ときより、名なづけて賀茂かむらと曰いふ。賀茂建角身命かむらきみ、丹波たにはの国の神野かみのの神伊かみい可か古こ夜や日ひ女めにみ娶あひて生なまませるみ子こ、名なを玉依日子たまよりひこと曰いひ、次つぎを玉依日売たまよりひめと曰いふ。玉依日売たまよりひめ、石川いしかわの瀬見せみの小川せがわに川遊かみあそびせし時とき、丹塗にぬり矢や、川上かみかみより流れ下くだりき。乃すなち取とり

りて、床の辺に挿し置き、遂に孕みて男子を生みき。人と成る時に至りて、外祖父、建角身命、八尋屋を造り、八戸の扉を豎て、八腹の酒を醸みて、神集へ集へて、七日七夜楽遊したまひて、然して子と語らひて言りたまひしく、「汝の父と思はむ人に此の酒を飲ましめよ」とのりたまへば、既に酒杯を挙げて、天に向きて祭らむと為ひ、屋の甕を分け穿ちて天に升りき。乃ち、外祖父のみ名に因りて、可茂別雷命と号く。謂はゆる丹塗矢は、乙訓の郡の社に坐せる火雷神なり。可茂建角身命、丹波の伊可古夜日売、玉依日売、三柱の神は、蓼倉の里の三井の社に坐す。

(釈日本紀 卷九 「頭八咫鳥」条)

二 秦氏本系帳云。……妖玉依日子は、今の賀茂県主等が遠つ祖なり。其の祭祀の日、馬に乗ることは、志貴島の宮に御宇しめしし天皇の御世、天の下国挙りて風吹き雨零りて、百姓含愁へき。その時、卜部、伊吉の若日子に勅してトへしめたまふに、乃ちトへて、賀茂の神の崇なりと奏しき。仍りて四月の吉日を撰びて祀るに、馬は鈴を係け、人は猪の頭を蒙りて、駈馳せて、祭祀を為して、能く禱ぎ祀らしめたまひき。因りて五穀成就り、天の下豊平なりき。馬に乗

ること此に始まり。

(本朝月令「中西賀茂祭事」条)

二の資料「秦氏本系帳」は、右に引いた文の前に一の資料の部分をも載せている。すなわち、一と二の資料は本来一続きの山城国風土記逸文であると認められる。

この二つの記事を合わせ考えると、賀茂の建角身命を祖神とする人々は、志貴島宮御宇天皇すなわち欽明天皇の時代には、葛野の賀茂の地に定着して雷神の可茂別雷命を祭っていたことになる。二の資料の賀茂の神は五穀豊饒をもたらす神であり、雷神は水を恵むことでその機能を持つが、外祖父建角身命にはそうした機能の痕跡は見出されず、建角身命が二の資料にいう賀茂の神であったとは考えられない。とまれ、一の資料が記す賀茂集団の遍歴は、相当地に古い時代のことと考えられがちである(勿論、遍歴を認めない、本来の土着集団だったとする説もある)が、果してそんなに古く遡ることのできる史実であろうか、あるいは又風土記逸文の伝承の成立は、いつ頃の事なのであるうか。この点について私見は冒頭に述べたように、彼らの葛野定着は持統朝前後、したがって遍歴伝承の成立もまたその頃、遅ければ和銅六年の風土記撰進の頃の極めて新しいものであると考える。ただし、二の資料の賀茂の祭の起

源は在地の伝承として古くから存在したものと考える。勿論、文中に存する「賀茂」の語は遡らないとしてである。

二

右のように考えるに至った契機をなしたものに、賀茂の祭を禁断する一連の記事がある。すなわち次の五条である。

- 1 文武二年(六九八)三月二十一日(続日本紀)
山背国賀茂祭の日、衆を会めて騎射することを禁む。
- 2 大宝二年(七〇二)四月三日(続日本紀)
賀茂神を祭る日に、徒衆会集ひて仗を執りて騎射することを禁む。唯し、当国の人は禁の限に在らず。
- 3 和銅四年(七一〇)四月二十日(続日本紀)
詔したまはく「賀茂の神祭の日、今より以後、国司毎年に親ら臨みて検へ察よ」
- 4 神龜三年(七二六)三月(本朝月令)
家人会集、一切禁断。
- 5 天平十年(七三八)四月二十二日(類聚三代格)

勅すらく、比年以来、賀茂の神を祭る日に、人馬を会集するを悉皆禁断せり。今より以後、意に任せ祭を聴す。但し祭礼の庭に鬪乱せしむるなかれ、と。

右の記事が何を意味するのかが問題である。従来、この

記事はほとんどの研究者によって無視ないし軽視されてきた。単に賀茂の祭の殷賑、盛大さが度を越えて国家から禁止、抑圧されたというに過ぎないものであろうか。それならば何故に文武朝から天平年間の一時期に限って、しかも飛鳥・奈良の都からは遠い山背国北辺の地の祭礼であるにもかかわらず、こうした禁令が数度にわたって出されるのであるうか、盛大な祭礼行事に蝟集する群衆の安全保障のための禁令などという、現代的観点からこれらの禁令の意図を推察するのは、恐らく全く的はずれであろう。祭礼が社会に果たす機能及びその存在意義は現代と比較して遙かに重いものであつたらうからである。祭礼を禁止する、あるいは祭礼の中心的な部分をなす行事(賀茂の祭の場合には「騎射」がこれに該当する。平安時代以降の葵祭をここに考えてはならない。)を禁ずるということが持つ意味は、生命尊重などというものではなく、政治的な意味あい、国家の政策や動向に触れる問題であつたと思われる。3の場合の国司みずからの臨検命令、4の勅令発布などが、事の重大さを示していると思われる。

こうした祭礼禁断の意味については、神田秀夫氏の考察がすでにあつたが、それが成り立たないことは前稿に述べたので繰返さない。今回ここに取りあげたいのは大間茂氏の「ヤタガラス伝説とカモ県主」である。氏はこの祭礼に

対する禁令を「騎射の人身に及ぼす危険への予防的措置」とは考えられないとし、律令政府の政策に伴つての社会的不安に対応する措置であつた。すなわち文武二年の禁令は文武天皇治政初期の三年間、持統上皇に行幸のなかつたことと併せて考へて、文武帝の異例の即位による不測の事態出現を警戒しての禁止措置だつたと説かれる。次いで大宝二年の措置は山背国の人々に限つての騎射の許可に注目され、初期と比べての相対的安定の社会情勢が背景にあつたためとされ、第三次の和銅四年の国司臨検の詔については、祭礼が在地の氏族の管掌から政府の民衆に対する支配のための媒介としての祭礼に変貌した結果とされた。以後、賀茂社は律令政府にとつての警戒すべき社から一転して崇敬の対象となると言われ、和銅六年から養老四年という、風土記撰進から書紀成立までの期間に、ヤタガラス伝説が賀茂県主の祖先伝承として関連づけられたのだと説かれる。

氏が賀茂の祭礼の禁令記事を当時の政治情勢と関連させて禁令の意味を説かれたことについては、その着眼点に敬意を表するが、それならば禁令は賀茂の一社のみに限らないのではないかと考えられる。たとえば政府の膝元の三輪にも大物主の社があり、葛城にも有力な鴨神の信仰圏があつた。地方にも出雲、住吉、宗像などの諸社があり、祭ら

れる神々も強力であつた。つまり、一般的な政治情勢が、何故、賀茂社のみに対する措置となつて現われるのかという点についての説明がない。続日本紀の祭礼禁止記事は、この時期、賀茂社に限つて現われるのである。事柄は賀茂社に限定される事情がなければならぬと私は考える。

三

賀茂社の祭礼禁止記事の連続は、賀茂の祭が不穏な状態を惹起しやすい危険な様相を、当時、持つていたからである。それは賀茂の地に鎮坐する土地の神の祭祀権を、在地の先住氏族と新来の氏族とが奪い合う過程に起きた不穏な状態であつた。祭礼の中の重要な儀礼の一つ騎射が馬と弓という武器を用いるものであつて、これが両者の激突の引き金となる危険性の高かつたことが騎射行事禁止の直接の理由であろう。祭礼に際して馬を用いることが、先住者にとつても新来者にとつても己が氏族の伝統文化であり、欠くべからざる中核儀礼だつたと思われる節がある。騎射の禁止は祭礼の禁止に直結していたと言つてよい。

馬を駈馳させることが賀茂祭の中心儀礼であつたことは二の資料に見えている。この儀礼の意味については前稿でも述べたが、雷電の模擬感応儀礼である。神馬の供儀儀礼ではない。「駈馳」と「係鈴」に注意すべきであつて、続

紀に屢々みられる神社への馬の奉獻すなわち供儀儀礼にはこうしたものの痕跡はない。私見ではこの祈雨による豊饒儀礼を葛野先住者のものとみる。欽明天皇の時代からという伝承は信じ難いが、新来者が持統・文武朝に始めたというような新しい儀礼であるとは到底思えないし、新来者の氏族的性格とも異なるからである。

新来者は前稿で述べたように大和国の三輪山麓に居住していた鴨君（朝臣）であると推定するが、彼らもまた雷神信仰を持った氏族であった。鴨君は三輪君と同祖であり、同じ祖先伝承を持つている。すなわち古事記においては崇神天皇代に大物主大神の祟りを鎮めたオホタタネコが、大物主神の子孫であることを証する伝説として三輪山神婚伝説を述べた後、「此の意富多と泥古命は、神君・鴨君の祖ぞ」と注する。この伝説は神の衣に針を以て麻糸を縫いつけることといい、その麻糸が戸の鉤穴を通じて外へ出て行ったことといい、明瞭に金属器文化を背景としている。

又、オホタタネコは父が建甕槌命であると名のるが、この神は、表記は建御雷神と異なるものの（したがって別神であることを否定しない）、音が全く同じであることで神の性質・機能が同じと思われるところの、天孫降臨条における武神・劍神であり、火神被殺条において伊邪那岐命の刀の血から生まれた神と同名なのであった。つまりオホタタ

ネコは鍛冶金属文化を背景にした人物であった。日本書紀がオホタタネコ（表記は「大田田根子」）の本貫を茅渟県の陶邑と記すことも陶器焼成の技術すなわち火を扱う技術の所有を示唆するであろう。ただし、これら崇神朝の伝説は必ずしも崇神朝の事実ではなくて陶器焼成の始まった五世紀以後の現実を崇神朝に仮託したものとみなければならぬ。

鴨君の祖オホタタネコは、こうした鍛冶技術を持って大物主大神を奉祭した。この大物主大神が雷神であることは言うをまたない。書紀の雄略紀七年条に少子部連螺螺が三諸岳の神を捉えたが、姿は大蛇であった。しかし螺螺は功によつて名を賜わり「雷」と改めたとある。三諸岳の神は割注に「此の山の神をば大物主神と為ふ」とある。同様の説話は日本霊異記にもあつて名高い。大物主神は雷神であり蛇体だったのである。

ところが三輪の大物主を祭る氏族であつた鴨君は、いつの頃からか葛城地方に居住して葛城の賀茂神社を奉祭している。書紀に天武天皇十三年十一月、鴨君は大三轮君らと共に朝臣姓を賜つたことがみえ、鴨君すなわち賀茂朝臣は新撰姓氏録に「大神朝臣同祖。大國主神之後也。大田田祢古命孫大賀茂都美命、奉齋賀茂神社也」（大和国神別地祇）とある。この条では葛城居住は明瞭ではないが、鴨脚

家本新撰姓氏録殘簡の賀茂朝臣本系に、同族として「役君」がみえるのは、葛木山の呪術者役君小角すなわち役行者の氏族であろう。新撰姓氏録の時点では賀茂朝臣を名のる氏族は葛城に住んでいたとみてよいであろう。しかし、これより早く、続日本紀、神護景雲二年（七六八）十一月条に、賀茂朝臣諸雄、同田守、同萱草の三人に高鴨朝臣の姓を賜うことが見え、この四年前の天平宝字八年（七六四）十一月、前述三名のうちの一人田守は兄の法臣円興と共に朝廷に願ひ出て、高鴨神を大和国葛上郡に祠つたとある。これによつて鴨君の後身賀茂朝臣が葛城に居住したことが明白である。彼らの葛城移住の時期は後に検討するとして、葛城地方は馬文化の一つの中心でもあった。すなわち天武天皇九年（六八〇）九月、天皇は葛城山東麓の朝嬬（今の御所市朝妻）に幸し、「大山位より以下の馬を長柄杜に看す。乃ち馬的射させたまふ」と書紀に記す。騎射の行事がここで行われたのである。同じ行事が文武朝あるいは大宝年間に賀茂の祭で行われている。鴨君が若し早くから葛城地方と有縁であつたとしたら、騎射は鴨君にとつても伝承文化であり儀礼であつたと考えられる。

かかる鴨君の氏族的性格は農業民ではない。雷神大物主神の子孫と称しながら、葛野の祭が雷神の恵みによる五穀豊饒を祈つたのに対し、鴨君の祭りも同様に五穀豊饒を第

一義とするものであつたとは史書には見えない。祖オホタタネコが大物主の崇りを鎮めたというのは、記紀ともに疫病の流行を止めることであつた。書紀には崇神紀五年条から疫病流行のことを述べ、七年十一月のオホタタネコの祭りによつて「疫病始めて息みて、国内漸に謐りぬ」とある。「五穀既に成りて、百姓饒ひぬ」は、その結果である。古事記においても「疫病多に起りて、人民尽きなむとす」と始まり、「此に困りて役えの氣こころ悉ことごと息まみて、国家安平やすぎき」で終る。季節も本朝月令所引二の資料の賀茂の祭りが「四月吉日」とあり、農業の季節にふさわしいのに対して、書紀の大田田根子による大物主の祭は十一月と記されていた。農業の季節の終了後と言わねばならない。冬期のこれは鍛冶製鉄の季節と言つてよいのではなからうか。山背の葛野への新来者の鴨君一族は、葛野の先住者と同じく雷神信仰を持つとは言いながら、雷神は祖神の女神に通つてきた男系祖神であつて、葛野の先住者とは本来の性格が異なつた氏族であつたと思われる。

四

鴨君が後に鴨巢主を名のる新来者であることは、一の資料すなわち釈日本紀所引の風土記における賀茂巢主の神婚伝承と、鴨君の祖先の神婚伝承が酷似していることから

推察される。前者は丹塗矢が川上から流れて来、これを拾った玉依日売が矢を床の辺に置いたところ、感精して孕み男子を生んだとあるが、後者の神婚伝承は書紀の神代紀八段、第六の一書に記される。大己貴神の幸魂奇魂として出現した三諸山の神が大三輪の神であり、その子孫が「甘茂君等、大三輪君等、又姫踏躰五十鈴姫命」であることを述べた後「又曰はく、事代主神、八尋熊罴に化為りて、三嶋の溝織姫、或は云はく、玉櫛姫といふに通ひたまふ。而して兒姫踏躰五十鈴姫命を生みたまふ。」と記す。事代主神は大己貴神の子であるから、「又曰はく」の伝承は甘茂すなわち鴨君の祖先伝承とは直接には言えないが、神が姿を変えて女性の許に通うというパターンの伝承は彼らも持っていたことであろう。そのことをはつきりと示すのが新撰姓氏録の大神朝臣条（大和国神別地祇）である。当該条では大國主神が三島溝杭耳の女、玉櫛姫に通つたと記す。夜に来て未明に帰る。女は神の衣に苧をつけておき、苧のままに尋ね行くと茅渟県陶邑を経て、大和国の御諸山に至つた。苧の糸が手許に三縲（輪）残つただけだったので、以後、大三輪を名のつた、という。書紀と古事記の双方を利便して作成された始祖伝承のように思われる。いわゆる三輪伝説は、姓氏録のそれも古事記のそれも通つて来た神の姿については記していないが、風土記の丹塗矢と同じ姿と

なつたことを伝える伝承が別にある。古事記の神武正妃生誕伝承である。神武天皇の正妃は書紀では述べたように神代紀第八段第六の一書にあり、通つて来た神の姿は八尋熊罴だったが、古事記では神武の大和平定後の正妃選定説話として述べられ、そこでは三嶋渥咋の女、勢夜陁多良比売に通つた美和の大物主の神は「丹塗矢に化りて……其の矢を持ち来て床の辺に置けば、忽ち麗しき丈夫に成りぬ」とあり、生まれた子が「富登多良伊須須岐比売命、亦の名は比売多良伊須須岐比売」というのだとある。この比売多良伊須須岐比売、書紀の姫踏躰五十鈴姫が神武正妃となつたのである。この伝承パターンは風土記のものと同じく同型であつて、生まれた子の性別が異なるのみと云つてよい。かかる同型の祖先伝承を一方では三輪君・鴨君、また三嶋溝杭（渥咋）家が持ち、他方では賀茂県主が持つのである。しかも両者カモという名を等しくするのである。両者に関係が無いとは考えられないとするのが妥当な推測ではあるまいか。ここにおいて私は、鴨君（朝臣）が葛野の地に移住して来、先住者の葛野県主と土地の神、雷神の祭祀権を争つた後、県主の姓を仮冒して鴨（賀茂）県主を名のるようになったのだと考えざるを得ない。そしてその葛野への移動の時期を前記賀茂の祭祀についての禁令記事と併せ考えて、持統・文武朝だったと推定するのであ

る。以下、さらにこの観点を補強したい。

五

山背国に移住して後に賀茂の県主となる鴨君は、本来の氏族的性格は鍛冶技術、馬文化を持つ金属器文化民であった。ある時点（崇神朝と特定することはできない）で大和の三輪山の麓に移り、同族の三輪君と共に大物主神を奉斎することになった。そこで氏族の祖オホタタネコの女性祖神が大物主神と結びつき、雷神を祖神とするようになり、雷神（丹塗矢、大蛇、劔）との神婚説話を祖先伝承とするようになった。火と水とを扱う鍛冶技術にとつても雷神信仰は取り入れやすいものであった。しかし農耕民の雷神信仰は稲作のための水を恵む神であつて、鴨君は大物主神を祭るに際して、そうした農耕神として奉斎した形跡がない。鴨君の祖オホタタネコが大物主神を祭るように要請されたのは、時代の進展に対応する必要を感じた大物主神の側からの祭祀集団更迭要求があつたためであろう。自然神としての雷神から文化神としての雷神への神性の変革発展が神の側にあつたものと思われる。タタラ（製鉄炉）を名に持つ女性との婚姻（神武記）、三輪山伝説における針や鉤穴という金属器の存在（崇神記）が神の文化神への変貌を暗示する。古事記は引き続いて宇陀の墨坂神と大坂の神

に楯矛を祭つたとあるが、神に武器を奉ることも当代の神々の変革を物語るものであろう。誰がこうした武器を製作したか明示されていないが、この奉斎もまた国内の疫病鎮定の一環であつたことが明記されているから、オホタタネコによる一連の祭祀であつた可能性は高いであろう。オホタタネコという名自体がタタラを扱う人の意であつたとする見解もあり、三輪山西南麓には鉄滓や吹子の火口、焼土を出土した金屋遺跡も存在している。三輪山麓周辺の氏族、三輪君・鴨君らの氏族的性格を推して知るべきであろう。この氏族の始祖伝承が山城国風土記逸文の賀茂社縁起と異ならないのである。

風土記逸文の賀茂社縁起は遍歴の主人公建角身命の孫が別雷命という名の雷神となつて賀茂の地の神として祭られたことを述べている。その父神は火雷神という雷神であつたが他の地乙訓郡に坐す神であつて、賀茂の地に祭られていない。大和国においても鴨君は雷神大物主を祭つているものの、伝承の上から言えば大物主神と婚した活玉いぐたま依毗売よひうりの子孫であつて、母系制社会では男性は単に子種を得しめる存在にすぎないから、大物主神を始祖とするはずはなかつた。大物主神が鴨君らの始祖と位置づけられるのは政治的要請上のことである。かく考えるならば、（活）玉依ヒメという女神の雷神との神婚始祖伝承を持つた鴨君一族

が、大和において保持していた神婚の相手大物主神の名を捨て、葛野郡近辺の乙訓郡の雷神を夫とする形式に変えることによつて、葛野の雷神との妥協融合をはかつたのではないかと推測される。葛野では本来雷神を祭つていたであろうことは二の資料本朝月令所引の風土記逸文によつて知られるところである。そうした土地への移住にあつて、その地の雷神を自己の始祖伝承に取り込んだのである。こうした系譜を作成し、伝承を創作することは、先住者との融和をはかる策であつたはずだが、思い通りには行かず、年毎の祭礼の場で紛争が起こる事態となり、他国からも助勢、介入の手が伸びるにまで至つたというのが、文武朝以後の賀茂の祭の様相ではなかつたらうか。

六

新来者、鴨君の一族は何故に大和から山背へ移動したのか。その契機をなしたものに藤原京の建設があつたと思われる。藤原京はわが国で始めての都城である。宮殿ばかりではなく、宮殿を取り囲む広大な都の建設が都市計画として存在した。持統五年（六九一）十二月の条には、時の右大臣以下無位に至るまで位階に応じた宅地の班給の詔が出されるが、これは狭小な飛鳥の地におけるものではなく、やがて遷都する予定の藤原京での邸宅地の配分である。次

いで六年正月には天皇が新益京すなわち藤原京の「路を覩す」とある。佐藤興政氏が「藤原京は整然と区画された街路に薬師寺や大官大寺などの諸寺や市、諸宮司、邸宅、庶民の住宅などが建ちならび、本格的な都城景観を備えた最初の都市であつた。」と述べていられるような藤原京についての知識はすでに定着している。

しかし未だ説明されず、論じられもしていないのは、藤原京建設以前の藤原の地の様相である。広大な範囲にわたる建設予定地は人の住まぬ荒蕪地であつたのではない。文化の中心地飛鳥に隣接する土地なのである。すでに古く允恭天皇の御代に妃衣通郎姫のために藤原宮を建てたことが書紀に記されている。允恭天皇は遠飛鳥宮すなわち今の明日香村の地に宮居があつたのであるから、藤原宮も当面の藤原にあつたであらう。これを史実とは考えないとしても、こうした伝承があること自体藤原が人跡未踏の地ではなかつたことを示す。この藤原に居を占めており、新益京の建設に際して立ち退かねばならなかつたのが鴨君一族だったのでだと私は考える。公共事業に伴う民家の立ち退き問題は現代では激しい反対運動を起こし、深刻な政治問題となること、二三にとどまらない。上代において、そのような深刻な問題になることは考えられないが、藤原京のような、当代の政治・文化の中心地に直接に接している地域に

立ち退き問題が生じなかつたとは考え難い。

鴨君がこの地に居住していたことの痕跡に藤原京の大極殿跡とされる地の字名が鴨公であるということがある。今も檀原市鴨公の名が残る。どの時代まで遡り得る地名であるか分らないが、この地にこの名があることは不思議な暗合なのであろうか。

万葉集卷三に「鴨君足人の香具山の歌」(二五七)二六〇)がある。

天降りつく天の芳来山 霞立つ春に至れば 松風に池
波立ちて 桜花木のくれ茂に 沖辺には鴨妻喚ばひ
辺つ辺にあぢむら騒き ももしきの大宮人の まかり
出て遊ぶ船には 梶棹も無くてさぶしも 漕ぐ人なし
に(二五七)

香具山に春が来ると桜も咲き乱れ麓の池は水鳥で賑わうが、大宮人が宮中から退出して遊んだ船は、梶も棹もなく漕ぐ人もなくて寂しい、と歌っている。二六〇歌の後に左註があり、「右、今案ふるに、都を寧楽に遷したる後に旧りぬるを怜びてこの歌を作るか」という。配列順から言えば持統・文武朝の作となり、高市皇子の香具山の宮が皇子の持統十年(六九六)没後、荒廃に帰したことを悲しんでの歌と解される(澤瀉注釈)。そして卷三の編者はそう解して配列したのに違いないが、内容的には「大宮人」とい

う用語から、左註の記すように藤原宮の荒廃を悲しんだものと解した方がよい(稲岡耕二「萬葉集(-) 和歌文学大系1」)。藤原宮は平城遷都の翌年の大火もあり(「扶桑略記」)、都は急速に荒廃したらしい。しかし現段階では大官大寺の焼亡は確認されたが、藤原宮の焼けた跡は発見されていないという。とまれ、藤原京の荒廃を悲しんだのは万葉集に唯一人鴨君の氏人だったことが、鴨君と藤原京との因縁を語っているように思われる。

前稿で述べたが、私が藤原の地における鴨君の居住を推測するのは、文武夫人宮子とその母である賀茂朝臣比売の存在からである。賀茂朝臣比売は藤原不比等の室。宮子を生んだのはいつか不明であるが、宮子の夫君、文武天皇は天武十二年(六八三)の出生であるから、宮子は同年か二、三年後に生まれたと考えられる。すると不比等と賀茂朝臣比売との婚姻は天武朝の末年近くとなり、その頃すでに藤原京の建設計画は存在していた。天武十二年七月「天皇、京師に巡行」とあり、十三年三月にも「天皇、京師に巡行きたまひて、宮室之地を定めたまふ」とある。宮子という名は藤原宮を予祝したのであろう。やがて建てられる宮殿予定地に賀茂朝臣比売は住んでいたのではなからうか。不比等は太原の地から其処へ通つて来ていたのであ

賀茂朝臣比売が鴨君一族の出身であることは明白である。彼女が藤原京予定地内に住んでいたであろうと推測するのは、不比等との縁組みによつて鴨君が藤原の土地の一部か大部を得たのではないかと想像するからである。不比等の父、鎌足は天智八年（六六九）死去の前日に大織冠と大臣の位を授けられ、姓を賜わつて藤原氏となつたと書紀にある。冠と位の授与が名譽であることは疑問の余地がないが、中臣から藤原へ死去の前日に改姓することにどんな意味があるのであろうか。これも何らかの鎌足に対する恩典でなければならぬ。私はこれを藤原の地を賜わり、それによつて姓も藤原と改まつたのだと考える。この改姓によつて鎌足は中臣連という連姓から脱け出て、地名を氏名とする古代豪族、蘇我（石川）、和邇（春日）などの自らの居地を氏の名とする臣姓中央豪族と家格を並べることになつたのではあるまいか。この時、同時に臣姓を得たか否かは明らかでないが、連姓でありながら臣姓豪族と同格の待遇を中臣氏が受けていたことは、天武十三年（六八四）の改賜姓の際に物部連と共に臣姓氏族に混つて朝臣の姓を賜与されたことで分る。こうして地を名とする藤原を姓の名として賜わつた以上は、その地をも賜わつたと考えるのが順当であらう。他例を以て言えば居地が氏名だからである。藤原は鎌足の生地とされる飛鳥の大原から近く、鎌足

一族はすでに幾分かの權益あるいは所有權を藤原の地に対して現実に持つていたかも知れない。そうであるなら藤原の名を賜わつたことは天皇によつてその權益、所有權を公的に認められたことになる。

不比等は鎌足の唯一の継嗣子である。父の遺産として藤原の地を繼承した。そしてその地の一部あるいは大部を結婚に際して賀茂朝臣比売あるいはその一族に譲渡したのではなからうか。不比等の結婚政略は自己および子女の場合をみても歴然たるものがあるが、この場合も賀茂一族の女性と婚を結ぶことに明白な政治的意図があつたはずである。それは壬申の乱の勝者の側に自分と生まれてくる子を組み込むことである。不比等の最初の結婚の相手は、敗者近江朝の左大臣蘇我赤兄の実兄、連子の女、娼子であつて、その間に武智麻呂、房前（字合は疑問）が生まれるが、不比等もまた敗者側の氏に属し、このような敗者どうしの婚姻しか結べなかつたのである。天武朝に不比等が一切史書に名を見せないのも、不比等不遇の時代を示唆する。結婚もまた同様の状況にあつた。こうした状況から脱出する手がかりの一つとして壬申の乱の勝者鴨君の女性との結婚があつた。その条件に藤原の地提供の申し出をし、これによつて結婚できたと考えられる。しかしその時には不比等も鴨君も藤原の地がやがて藤原京建設予定地となる

ことを知らなかった。知っていれば不比等が直接京師建設用地を提供することによって、国家への功を積み、復権を果たすことができたはずである。これをし得なかつた不比等の藤原京に対する思いは、藤原京がわが国で始めての本格的都城都市として建設が進むのを見ることに複雑なものがあつたに違いない。広大な規模の、未だ十分に完成したとも言えぬ都城を捨てて、わずか十六年で平城京遷都となり、その遷都に不比等が主導的役割を果たしたのも、藤原京に対する複雑な心境が裏にからんでいてのことであつたと思われる。以上は私の全くの憶測による説であるが、鎌足への藤原姓賜与、藤原建都以前の当該地の状態、藤原京廃都理由などについて納得のゆく説明の無いのが現状であつて、私説はそれに乗じたものと言えなくもない。確かな説の出現を要望しておきたい。

七

鴨君一族は藤原京建設の具体化に伴つて移動を開始した。一部は山背の岡田の鴨に短期間滞在した後葛野へ向かつた。岡田には鴨首を称する小氏族のいたことが史書に見えている。中継地として考えてよい場所であつて、風土記逸文の信憑性をさしたる根拠もなく疑うのは当らない。また他の一部は葛城へ進出したものと思われる。藤原京の

一郭に、あるいは三輪山麓に残留した人々もあつたであろう。前掲の万葉歌人鴨君足人は残留者の一人であつたであろう。葛野と葛城との両方面に同時に移動を開始したと思われるのは、ほゞ同時期のこととして両地方に移動と関連すると思われる事件が統紀に記されているからである。

続日本紀に大宝二年（七〇二）七月「山背国乙訓郡に在る火雷神は、早毎に雨を祈ふに、頻に徴驗有り。大幣と月次の幣との例に入るべし」との詔が記される。いうまでもなく火雷神は風土記逸文にみえる丹塗矢の神であり、玉依日女と婚した男神であつて、可茂別雷命の父神であつた。

大和の三輪山伝説では父神は祖先神として尊崇されていたが、賀茂伝説では父神の位置は相対的に非常に低い。その事情は前述した。大和において父神の大物主神は本来の鴨君の祖先神ではないと思われる。火雷神も葛野の県主の祖先神ではなく、後世にも上下の賀茂社に祭られることはなかつた。葛野には別雷神がもともと存在し、祭祀を受けており、さらなる雷神は必要なかつた。火雷神も統紀にみられるように別雷神と同じく農耕民のための雷神だつたからである。この神が、大宝二年という時点で国家からの奉幣を受ける神となつたのは、この前後において国家に有用な神となつたことを意味しよう。国家の政策に協力した功績を評価されたとも言えよう。祈雨の効験ありとされた

のは表向きの理由だったと思われ、実際は別雷神を祭る葛野の先住者と、新来の鴨君とを結びつけ、鴨君の葛野への定着を助けた功があったのだと思われる。国策によって移動を余儀なくされた鴨君への協力は、国家にとっても歓迎すべき事柄だったのである。新来者の玉依日売に先住者の土地の神別雷神を生ましめ、しかも自らはそのどちらからの祭祀も受けないという火雷神の伝説中の役柄は、そうしたことを思わせる。それが大宝年間を遡る、わずか前の出来事だったと想定されるのである。

一方、葛城地方では同じ頃に役行者（役君小角）の流罪事件が起きている。文武三年（六九九）のことである。役行者は「賀茂役公、今高賀茂朝臣也」と日本靈異記（上巻二十八話）や扶桑略記等にみえる。前述したように高鴨朝臣は神護景雲二年（七六八）に賀茂朝臣が改姓を願い出て許された姓である。靈異記によれば藤原宮御宇天皇の御世に葛木の一言主大神に謀反の心ありと讒言され伊豆嶋に流罪となったとあるが、謀反ならば死刑であって、続紀には「妖惑」の罪とある。讒者は同記事に名に見える外従五位下韓国連広足であろうか。一言主神は葛城山脈東麓を本貫ないし根拠地とする神であったことは、雄略記・紀から確かと思われる。韓国連は物部を冠していた（天平三年正月条）が、物部氏の本流ではなく、渡来氏族が物部の配下に

組み込まれたものであろう。延暦九年（七九〇）十一月、奏上して高原の姓を賜わった。高原は居地の名というが、葛城山東麓のどこかであろう。この地域は早くから新羅系渡来人の拠地であった。神功紀五年条に桑原・佐麿・高宮・忍海四邑の漢人あつとは新羅の俘人らの末裔であると記す。賀茂役君はこうした地域に進出して受け入れられず悶着を生じたものと思われる。「小角能く鬼神を役使して、水を汲み薪を採らしむ」（続紀）の文には土地の人々を役使した過酷さが問題となったのではなからうかと思わせるものがある。こうした主水薪炭の労役は、葛野主殿県主（神武紀）すなわち鴨県主の朝廷における職掌であった。鴨県主と賀茂朝臣の氏族的性格の共通性を示唆しないであろうか。両氏が分派して移動する以前の、大和における鴨君の名のついていた時代に、負名の氏として従事していた仕事か主水、薪炭、燈燭のことだったと思われる、それは本来火と水を扱う鍛冶技術を以て大物主神に仕えた氏族として適切というか、権力への従属のあり方の一つとして鉄器製作の必要が減少した場合に選り易いものだったと思われる。

天平宝字八年（七六四）十一月、賀茂朝臣田守らの奏上によって、雄略朝に天皇と葛城山中に獲物を争い、天皇の怒りに触れて土左国に流された高鴨神が、許されて本処に帰り祭られたことが続紀にみえる。流罪の神が一言主神で

あることは言うをまたない。しかし、この神を賀茂朝臣が先祖と称していることをどのように解すべきか。賀茂朝臣はあくまでも天武朝までの鴨君であり、オホタタネコの子孫である。一言主神の子孫ではない。

これを出雲系のアズスキタカヒコネノ神を祭るとする説がある。出雲国風土記によると、意宇郡、賀茂の神戸条に、

賀茂の神戸 郡家の東南のかた卅四里なり。天の下造らしし大神の命の御子、阿遲須積高日子命、葛城の賀茂の社に坐す。此の神の神戸なり。故、鴨といふ。

神龜三年、字を賀茂と改む。

とある。これは出雲風土記成立の天平五年（七三三）において右の如きであつたことを物語っている。以降の成立にかかる延喜式祝詞の「出雲国造神賀詞」にも、同じく延喜式の神名帳にもアズスキタカヒコネノ神の葛城鎮坐が明示されている。しかしアズスキタカヒコネノ神が本来葛城の神だつたとは考えられない。古事記にも日本書紀にもそのことの明証はない。古事記にアズスキタカヒコネノ神を「今、迦毛の大御神といふ」とあるが、出雲国にも賀茂郷はあつた（和名抄、能義郡）。和名抄の能義郡は風土記の意宇郡内であり、賀茂の神戸の所在は和名抄の賀茂郷内と思われる。そこにカモを名のる神がいても不思議はない。

ただし古事記でカモの神が「大御神」と呼ばれることには何らかの事情があつたはずである。

文武天皇の三年、賀茂の役君小角は伊豆嶋に流された。葛城の在地の神、一言主神もまた土左国に流された伝承を持つている。それは雄略の世であつたと伝えるが、記紀にはそうした記事はない。雄略天皇は葛城の豪族勢力を屈伏させたが、一言主神には敬意を払い友好関係を維持している。しかるに一言主神流罪の伝承があるのは、いつの頃からか葛城において一言主神を祭ることが禁じられていた時期があることを物語るであろう。天平宝字八年の詔は一言主神奉斎の禁止時期の存在を明らかにしている。その時期はいつか。私見はこれを役君小角の流罪とほぼ同時とみる。つまり新来者の賀茂君の人物を罰すると共に在地勢力に対しては在地の神を祭ることを禁止した。喧嘩両成敗の処置である。靈異記等の説話が、役行者を讒したのが一言主神であると伝えていることが思い合わされよう。かくして葛城には奉斎する神がいなくなり、新たに賀茂の神であるアズスキタカヒコネが出雲国から迎えられたのである。鴨朝臣の奉斎神である大物主神では在地の納得を得ることはできなかつたのであろう。アズスキタカヒコネを勧請し、これをカモの大御神と称することにしたのであろう。放逐された一言主は大神と称していたので、新たな神も大

神以上の呼称でなければならず「大御神」と称せられたのだと思われる。したがってその時期は文武三年以降、古事記成立の和銅五年までの間となる。天平五年の出雲国風土記に前記のような記事が記されたのも不思議ではない。この記事を以てアヂスキタカヒコネの葛城在地の本来性を言うことはできない。

かくして文武朝に葛野においても葛城においても鴨君一族の移動を示す痕跡が見出されることに注意すべきである。

八

天平宝字八年（七六四）、土左国から葛城に帰還した高鴨神すなわち一言主神は、賀茂朝臣田守らによって「先祖つおやの主れる神」と言われている。賀茂朝臣が一言主神を奉祭したと理解される。賀茂朝臣の奉祭神は記紀では大物主神である。それも河内国から召し出されて三輪山麓に居住することとなったオホタタネコが自らの祖先系譜を大物主神に結びつけることによって大物主神奉祭の正統性を主張したとみられることは前述した。オホタタネコが河内の陶邑（記では「河内之美努村」）に在住していた時に奉祭していた神は恐らく大物主神ではなかったであろう。三輪の大物主神に河内の地縁はないからである。鴨君すなわち賀

茂朝臣は、河内、三輪、葛城と居住地を移す度に、その奉祭神を変えていったのである。信仰する神を変えることを現代的な宗教の次元で考えてはならない。当代の氏族神はいずれの神にしても自然発生的な呪術信仰の次元で信じられ祭られている神であり、独自の教義や信仰形態があったわけではない。その土地での神を祭り、その神との血縁の系譜を作り信じてゆくことが、その土地に居住する者の条件であったと思われる。

同様に葛野へ進出した鴨君は在地の雷神との系譜伝承を作成し、先住者との融和を図ったのであるが、最初は事がスムーズに運ばなかった。それが文武朝から天平年間にかけての祭礼禁断記事にあらわれたのである。しかし、やがて上社、下社に分かれ、上社が先住者、下社が新来者と住み分けをし、鴨君は先住者の県主を継承し雷神信仰を奉じ、先住者は鴨君が大和在住時に果たしてきた主殿の職掌に協力することによって融和を果たしたのではなからうか。ここでも鴨君は奉祭神を大物主神から別雷神に変えているとみられる。

奉祭神や祖先系譜によって、氏族の本来的出自を峻別すべきではない。奉祭神の変更は古代氏族の生き延びるための智恵であり、方策だったのである。こうした方策の横行が遂には王権にまでかかわる事態を社会秩序の紊乱とし

て、古事記序文が天武天皇の憂慮を述べているのではないか。ローカルな規模で考えるならば、記紀の成立後も、こうした事態は続いたであろう。山城国風土記逸文の賀茂伝説も、この観点から解することができるのである。

最後に、賀茂伝説の考察については、他にヤタガラス伝説、下鴨系図の解釈をも述べなければならぬのであるが、紙数も尽きたので割愛する。注1に挙げた拙稿に略述しているので参照を願って稿を閉じる。憶測を連ねてお目障りな部分も多かったであろうことを詫びつつ忌憚のない御批正をお願いしたい。

注

- (1) (一)拙稿「葛城・岡田・葛野のカモについて」(『神田秀夫先生喜寿記念 古事記・日本書紀論集』平成元年十二月統群書類従完成会)
- (二)拙稿「大伴坂上郎女の賀茂神社奉拝——賀茂氏と大伴氏——」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』創刊号。平成八年三月)
- (2) 「葛野の賀茂の地」は後代には愛宕郡であるが、古代の葛野郡の範囲内の地として、以後「葛野」を用いる。
- (3) 肥後和男「賀茂伝説考」(『日本神話研究』昭和十三年河出書房) 岡田精司「賀茂の神話と祭り」(『京のやしろ』昭和六十年人文書院)

(4) 神田秀夫「鴨と高鴨と岡田の鴨」(『国語と国文学』昭和四十一年四月号)

(5) 大間茂「ヤタガラス伝説とカモ県主」(『国学院雑誌』78巻10号。昭和五十二年十月)

(6) 真弓常忠「古代の鉄と神々」昭和六十年学生社

(7) 佐藤興治「藤原宮」(『古代を考える 宮都発掘』昭和六十二年吉川弘文館)

(8) 『古都発掘』(岩波新書。平成八年。該当部分は黒崎直氏執筆)

(9) 藤原京の遷都理由については、注8の書物に黒崎氏が諸説を紹介された後、地形が東南に高く西北に低く、中国の天子が北の高い位置から南面して政を行う形式と反するところから、大宝の遣唐使の報告を受けて遷都の計画が始まったとする説を採用されている。私もこの説を最も説得力があると思うが、なお、その程度の知識をなげ藤原京建設以前に持ち合わさなかったか疑問に思う。一旦はクリヤした問題を不比等が改めて問題にし、遷都理由としたとも考えられる。

(10) 続紀、慶雲三年(七〇六)条に、山背国相楽郡に鴨首形名の名がある。この岡田滞留については注(1)の前稿(一)参照。

(11) 佐伯有清「ヤタガラス伝説と鴨氏」(『新撰姓氏録の研究 研究篇』昭和三十八年吉川弘文館)による。

(12) 西宮一民「古事記 新潮日本古典集成」(昭和五十四年)の「神名の釈義」の説。